

全県連盟宛 H26-030 号(教)

平成26年 7月11日

ボーイスカウト都道府県連盟

理事長 各位  
県連盟コミッショナー 各位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
日本連盟コミッショナー 謹 師



## 夏季の諸活動に向けて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、本連盟の運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟および所属各地区・団・隊においては、標記諸活動の準備が進められていることと存じます。

つきましては、スカウト活動のより一層の安全への注意喚起を図るため、下記の通り留意事項の通知をしますので、貴連盟指導者各位に周知いただき、安全に対し万全を期されるよう御指導をお願い申し上げます。

敬具

記

### <夏季諸活動の留意事項>

#### 1. 長期キャンプ等行事の計画について

スカウトにとって、長期キャンプ等夏季の行事は、1年間の最大の山場として、日ごろ鍛えた技能を持って大冒険にチャレンジし、仲間と頑張った喜びや達成感等を得ることが出来る最高の場であり、好奇心を満たし、魅力のもてる活動となり、自らの成長を促す絶好の機会となるものです。

そのため、指導者は、スカウトの面白さや冒険心等を追求しつつ、教育効果や安全確保を疎かにすることなく、基本どおりプログラムプロセスに添った充分かつ綿密な計画を作成していきます。

現場では、スカウトの体力、技能、その日の気分等を考慮し、安全かつ楽しい経験が出来るよう取り組みたいものです。

また、終了後には、万が一に備え、協力の要請をお願いした緊急連絡先や関係機関（病院、警察、消防、関係県連盟等）には無事終了の報告とお礼の手紙ぐらいは、差し上げたいものです。

#### 2. 安全対策

##### (1) 熱中症対策

野外では必ず帽子をかぶり、こまめな水分・塩分補給、休憩を行います。水分補給はスカウトに任せることだけでなく、指導者が時間を決めて定期的に全員一斉に補給させることも必ず行います。熱中症は屋外だけでなく、室内やテント内でも起こりますので、換気とともに、水分補給等と併せ、通気性の良い吸湿・速乾の衣服着用や冷たいタオルによる冷却などを行い、食事と睡眠を十分にとるようにします。

熱中症を疑う場合は、涼しい場所へ避難させ、衣服を緩めて寝かせ、身体を冷やし、水分・塩分を補給します。なお、自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急車等を要請します。

##### (2) 水辺活動の安全対策

川や海の水には流れがあり、離岸流、ダンパー波、一発波、インショアホール、冷たい水による低体温症、増水や消波ブロックに潜む危険がありますので、現地の情報等調査のうえ、十分な安全対策を講じるようにします。

##### (3) 登山・ハイキングでの安全対策

これらの活動には、道迷い、落石、落雷、崩落、鉄砲水などの危険があります。また夏山登山でも低体温症は起ります。これらの危険を認識し対処できるようにします。また、体力増強や体調管理を図

り、コンパスワークや読図等のスキルも事前に修得し安全対策の一助とします。

日本連盟ホームページに、全県連盟宛H25-104号(教)平成25年12月18日付、日本連盟コミッショナー通達「登山・ハイキングの実施に関して」を掲載しておりますので参照できます。

#### (4) 危険な動植物への対応

場所によっては、危険な動物に遭遇します。特にスズメバチ等に刺されることで毎年20人前後の死亡者（厚生労働省人口動態調査より）が出ており、最も危険な生物といえます。その他にも毒蛇、ムカデ、ヒルや感染症の媒体となるダニ等が考えられます。また植物では、ウルシや棘のあるノイバラなどにも注意が必要です。接触の可能性がある場合は、被害に遭わないよう予防に心がけるとともに被害への対処ができるようにします。

#### (5) 食中毒対策

夏季はO157など食中毒が発生しやすくなります。食材の保存には十分注意して、予防対策を講じておきます。

#### (6) 天候チェック

局地的な集中豪雨など異常気象による事故・被害が発生しています。活動前に必ず天候チェックを行い、プログラムの実施、変更、延期または中止など適切に状況判断し決定します。

### 3. 公共マナーの遵守

平成26年度事業計画重点施策にも掲げておりますが、公共交通機関での移動や公共施設利用時は他の利用者の見本となるよう「ちかい」と「おきて」の実践に努めて行動します。

また、キャンプ地が民家に接している場合は、近隣住民へ迷惑を及ぼさぬよう配慮します。実際に、キャンプ地でゴミや雑草等の焼却による大きな火や煙によって迷惑したとの苦情が日本連盟に寄せられています。これらの行為は、地域によっては、火災予防条例による「火災とまぎらわしい煙又は火炎の発するおそれのある行為の届出」を必要とし、屋外において燃焼行為を行う場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触することもありますので、予め関係機関に相談し法令を遵守し、係る活動を実施する際は、近隣住民の了解後に進めるようにします。

### 4. 各種書類の提出

活動場所や内容に応じて必要書類を県連盟や行政管轄部署等に提出することが求められています。

- (1) 登山等の活動を実施するならば、登山計画書（登山届）を管轄している警察署等に提出します。
- (2) 活動を県外で行う場合は、隊指導者は団を経由して所属県連盟に県外旅行申請書を提出します。
- (3) 全ての活動において、隊指導者は、実施計画書、安全計画書を必ず事前に作成し、団に提出し承認を得ておきます。

### 5. その他

- (1) 通常時の安全対策に加え、夏季の気象条件や環境の変化など季節に応じた対策が必要です。
- (2) 活動計画の折には、事前準備を十分行い、実施中は状況に応じた具体的な指示・指導を徹底し安全確保に努め、万が一事故発生の際は迅速で的確な対応がとれるよう取り組みます。そして、スカウト・指導者一人ひとりが安全への意識を高め「自分のことは自分で責任をもつ」心構えの醸成に努めます。
- (3) 日本連盟ホームページに、安全委員会がスカウティング誌に掲載している「野外活動のための安心・安全講座」をとりまとめた冊子のダウンロードが可能です。また、過去の日本連盟コミッショナー通達も掲載しておりますので、併せて活用できます。

以上